

ふるさと精油をつなぐ会

会員規程

会員倫理規程



ふるさと精油を  
つなぐ会

ふるさと精油をつなぐ会事務局  
<事務代行：(一社) 日本フィトセラピー協会>

〒158-0083

東京都世田谷区奥沢 5-41-12 2F

T E L : 03-5483-5077

E-mail : [info@furusatoseiyu.jp](mailto:info@furusatoseiyu.jp)

## 賛助会員規程

ふるさと精油をつなぐ会(以下、当会という)は、日本国内で生産される精油の生産者の環境づくりのサポートや、精油の知識の普及・啓蒙を目的に設立されました。

### (目的)

- ・国産精油生産者の安定した収入と、生産に専念できる環境づくりをサポートする
- ・国産精油生産者とセラピストや精油愛好家(消費者)を繋ぐ情報交流の場を提供する
- ・精油の特性、作用、活用法を啓蒙する
- ・国産精油生産を活性化する「森づくり」を促進する

### (入会申込)

当会の会員は当会の目的に賛同し、当会の事業を援助するため入会した個人とする。当会に入会をする際には、入会申込手続きを要する。

入会申込は、入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書ならびに入会金・年会費を添えて事務局に提出し、代表委員の承認を得るものとする。

### (入会審査の基準)

入会の申込に際して、次の事項に定める基準に従い、その可否を審査して決定する。

当会の趣旨および目的に賛同する個人で、会員倫理規程の遵守を誓約するもの。

年齢・性別・国籍・職業の有無に関しては問わない。

### (有効期限・更新手続き等)

当会の有効期限は毎年5月1日から翌年の4月末日までとする。

会員は更新の意思がある場合は、毎年4月末日までに会員更新手続きをしなければならない。

更新手続きを行わない場合には、会員の資格は停止となり、当会が会員に対して行うサービスを受けることはできない。

入会金・年会費は下記の通りとする。

	入会時期	入会金	年会費
会員(個人)	5月～翌4月末	5,000	5,000

※2019年度は特例として初年度年会費無料。

### (既納の入会金・年会費等)

既納の入会金・年会費およびその他の講座、研修料等の拠出金品は返還しない。

#### (会員の権利)

当会員は、会員有効期限内において、当会が会員に対して行う次のサービスを受けることができる。

- ①WEB サイト上での会員限定情報の無料閲覧
- ②本協会主催イベントへの優待制度

#### (会員の義務)

会員は、会員倫理規程を遵守しなければならない。

住所等で登録した内容に変更がある場合には、すみやかに変更手続きを行わなければならない。

会員は、委員会で定める額の会費を支払わなければならない。

#### (会員資格の喪失)

会員は次のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する。

1. 当会を退会したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
4. 3ヶ月以上会費を滞納したとき
5. 除名されたとき
6. 委員会での同意があったとき

#### (退会)

会員は当会に退会の意思を連絡することにより、いつでも退会することができる。

#### (除名)

会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、委員会の特別決議によりその会員を除名することができる。

#### (名簿等)

会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項に関しては、委員会で定めるものとし、会員の了承または通知なくして、追加、変更される場合があるものとする。

附則 この規程は令和元年5月1日より施行する。

ふるさと精油をつなぐ会  
会員規程

(遵守事項)

私たち、ふるさと精油をつなぐ会(以下、当会という)の会員は次の事項を履行することを誓います。

当会の活動に賛同し、共に普及・啓蒙活動を行います。

当会の定款及び諸規則を遵守します。

医師法、薬機法、消費者契約法及びその他関係法令等を遵守します。

(入会における誓約)

入会に際し、入会申込書に署名捺印の上、本規程の順守を誓約し入会の申し込みを行う。

(指導ならびに勧告)

遵守義務の違反等に関しては、事実確認を行った上で指導・勧告を行う。

是正がみられない、その他社会通念上に照らし合わせて、悪質な行為と判断される場合には、除名を適用する。

この規程は、当会委員による委員会によって定めるものとする。

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項に関しては、委員会で定めるものとし、会員の下承または通知なくして、追加、変更される場合があるものとする。

附則 この規程は、令和元年5月1日より施行する。



ふるさと精油を  
つなぐ会